

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	26 京都府
--------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	府民生活部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	14 人 (専任 14 人、兼任 0 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都府男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 元 年 5 月 19 日 根拠: 京都府男女共同参画推進本部規程
長 の 役 職	副知事(男女共同参画担当)

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	京都府男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 16 年 7 月 20 日
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月	
名 称	京都府男女共同参画計画 -KYOのあけぼのプラン(第3次)-	
改定・見直しの予定時期	平成 28 年 4 月 1 日	※ 未定の場合は○をつけてください。
女性活躍推進法の推進計画と一体である	<input type="radio"/>	※いずれか1つに○をつけてください。
女性活動推進法の推進計画と別に作成		

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	京都府男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 16 年 3 月 26 日
	施 行 日	平成 16 年 4 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
	制定等について検討中(あれば、具体的に) 特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

	1:平成28年4月1日	2:平成28年5月1日	③:その他 平成28年3月31日
目標値	平成 28 年度まで 40 %	平成 年度まで %	
根 拠	京都府男女共同参画計画 -KYOのあけぼのプラン(第3次)-		
目標設定の対象である審議会等の範囲	全審議会		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(100)うち女性委員を含む審議会等数(100)	
		延総委員等数(1,685)延女性委員等数(635) 女性比率(37.7)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(55)うち女性委員を含む審議会等数(55)	
		延総委員等数(1,178)延女性委員等数(419) 女性比率(35.6)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 3	審議会等数(34)うち女性委員を含む審議会等数(34)	
		延総委員等数(876)延女性委員等数(284) 女性比率(32.4)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
		延総委員等数(64)延女性委員等数(9) 女性比率(14.1)	
目標値以外の目標設定	平成28年度までに、女性委員が30%未満の審議会等の割合を現状の3/4以下とする		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表 <input type="radio"/> ・非公表 <input type="radio"/>) ・無 <input type="radio"/> 作成予定有 <input type="radio"/>	
	人材名簿が有る場合	掲載人数 1,528 人 (平成 28 年 3 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・無 <input type="radio"/> 委員の公募 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・無 <input type="radio"/> そ の 他 (審議会への女性委員の登用推進要綱に基づく事前協議の実施)	

注(*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況	1:平成28年4月1日	その他: 平成 年 月 日											
	管理職総数(※)	女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率(%) (B/A)	部局長相当職(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率 (D/C)	次長相当職(人) (E)	うち女性数(F)	女性比率 (F/E)	課長相当職(人) (G)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	409	49	12.0	17	2	11.8	75	1	1.3	317	46	14.5
	うち一般行政職	340	48	14.1	17	2	11.8	65	1	1.5	258	45	17.4
支庁・地方事務所等	計	320	31	9.7	6	0	0.0	73	2	2.7	241	29	12.0
	うち一般行政職	275	30	10.9	6	0	0.0	63	2	3.2	206	28	13.6
全体	計	729	80	11.0	23	2	8.7	148	3	2.0	558	75	13.4
	うち一般行政職	615	78	12.7	23	2	8.7	128	3	2.3	464	73	15.7
再掲	警察関係	125	3	2.4	0	0		21	0	0.0	104	3	2.9
	教育委員会	42	4	9.5	1	0	0.0	10	0	0.0	31	4	12.9

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

1:平成28年4月1日 その他: 平成 年 月 日

Table with 7 columns: 課長補佐相当職(人), うち女性数(人), 女性比率, 係長相当職(人), うち女性数(人), 女性比率. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

(1)-3新規昇任者数

平成27年4月1日～28年3月31日

Table with 9 columns: 課長相当職(人), うち女性数(人), 女性比率, 課長補佐相当職(人), うち女性数(人), 女性比率, 係長相当職(人), うち女性数(人), 女性比率. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table with 10 columns: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修(4週間以上), 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他(具体的にご記入ください). Rows include 課長級, 補佐級, 係長級.

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成27年4月1日～28年3月31日

Table with 4 columns: 昇任試験, 昇格試験, 全受験者数(人), 女性受験者数(人), 女性受験率(%).

(2)女性公務員の採用状況

平成27年4月1日～28年3月31日

Table with 4 columns: 総数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち上級, うち警察関係, うち上級.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

Table with 4 columns: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Includes details for 京都府男女共同参画センター.

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携/民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 無	名称等: 京都府男女共同参画センター運営協議会	加盟団体数	18団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 無		会 員 数	-
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: KYOのあけぼのフェスティバルの協働開催)			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市町村職員研修会の開催	
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付	名 称 : 交付先 :
○ 7. その他	内容: DV啓発講座の協働開催、男女共同参画の視点での防災支援事業の連携した取組

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	27年度予算 (千円)	28年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	241,503	186,421	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02508 %	0.01934 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

	項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○をつけてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)		○		○
⑬ その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	実施の有無	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○	○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
3 役員に占める女性割合に関する項目		○	○
4 管理職に占める女性割合に関する項目			
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組			
6 その他「登用促進等」に関する項目			
7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○	○
9 短時間正社員制度の導入		○	○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○	○
12 その他			

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度・きょうと福祉人材育成認証制度

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 子育て支援表彰

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称 輝く女性応援京都会議
2 現在は無いが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	有 ○ 無	名称
公表周期		年 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。		1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成28年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業	「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の理解促進及び府内の女性団体の交流によりネットワークを強化、地域の活性化を図る	1,500人程度	10月
・ DV啓発資料の作成・配布 ・ DV防止集中啓発事業 ・ DV防止啓発講座	DV防止啓発のための広報媒体を作成・配布 関係機関が連携し、啓発期間等を設定して集中的に啓発 DV被害防止に向けた啓発講座		通年 11月 通年
2. 講座 ・ 女性リーダー育成事業(女性の船)	地域や職場でリーダーとなって活躍する女性を育成するため、公募した女性たちを北海道に派遣し、船上研修、訪問地研修を実施	100人程度	6月
・ 地域女性エンパワーメントセミナー事業	地域の女性リーダーのエンパワーメントを図るとともに、各団体等のネットワーク化を促進し、男女がともにいきいきと豊かにくらす地域社会づくりの担い手を養成	600人程度	年2回
・ 京都ウィメンズベース事業(女性活躍研修)	キャリアの段階別、目的・課題別に研修を実施し、企業における女性活躍に向けた人材育成を総合的に支援する。	研修参加女性数 200人以上	通年
3. 相談事業 ・ マザーズジョブカフェ推進事業	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて子育てや就業をワストップで支援	25,000人程度	通年
・ 女性相談事業	女性が抱える問題や、既存の相談機関では対応できない女性に関わる複合的な問題についての相談・カウンセリング、起業に関する相談を実施	3,000人程度	通年
4. 情報収集・提供 ・ 女性情報ネットワーク事業	男女共同参画に関する講演会の講師や、審議会委員等に関する女性人材情報の提供		通年
5. 苦情処理 ・ 苦情処理事業	府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての苦情の処理		通年
6. 交流促進 ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業(再掲)	「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の理解促進及び府内の女性団体の交流によりネットワークを強化、地域の活性化を図る	1,500人程度	10月
・ 輝く女性地域プラットフォーム推進事業	地域における女性の活躍を図るため、府内6箇所、女性が活躍できる環境づくりに向けた課題抽出や取組企画を行うプラットフォームづくりを推進	500人程度	通年
7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 京都ウィメンズベース事業(事業主行動計画の策定支援)	キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性活躍応援マネージャーが勉強会・相談会や企業訪問を通じて、女性活躍推進法に基づく中小企業の事業主行動計画の策定を支援する。	支援企業延べ300社	通年
・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)事業	公労使のオール京都体制で運営するワーク・ライフ・バランスセンターを拠点に、ワーク・ライフ・バランスの取組に係る制度の周知や運用に関するアドバイス、取組企業の情報発信、地域における取組の実践、企業経営者・大学生等に対する情報提供を行う	600人程度	通年
8. 国際交流・海外派遣事業			
9. 調査研究 ・ 女性の活躍実態調査	企業における女性の活躍状況・活躍推進の取組等の実態を調査	従業員30人以上の企業1,000社	10月～1月
・ 仕事と介護の両立意識調査	「京都仕事と生活の調和行動計画(第3次)策定に向けた府民意識の実態を調査		8～9月
10. その他 ・ 女性顕彰事業「京都府あけぼの賞」	先駆的な活躍をしている女性及び男女共同参画社会の推進に功績のあった者で、特に功績の著しい者を顕彰	5人程度	10月
・ 京都女性起業家賞(アントレプレナー賞)事業	新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに、事業化を支援	40人程度	3月
・ 女性アントレプレナー支援事業	女性起業家の育成を図るため、女性の起業モデルの事業化や育成型ビジネス交流フェアの開催による販路拡大支援	300人程度	通年
・ 輝く女性応援補助事業費	すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域や職場で女性が輝くための取組経費への助成 補助率:地域3/4、職場1/2、上限:50万円		通年
・ 保育ルーム設置促進事業	乳幼児をもつ女性の社会参加を促進するため、京都府が実施する講演会等に保育ルームを設置	1,000人程度	通年
・ 男女共同参画センター運営	男女共同参画推進条例に基づく拠点施設として、条例や府男女共同参画計画に基づき男女共同参画社会づくりに向けた各種取組を推進		通年
・ 高齢者等雇用環境整備事業	内職者団体の運営に対する助成	6団体	通年
・ 地域団体育成事業	女性団体の育成のため、実施事業に対し助成	6団体、8事業	通年

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

議 会 名		1:平成28年4月1日	その他:平成 年 月 日
議 会 名		京都府議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休や欠席の事由として出産の文言が明示されたもの)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない, 不明等)		
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1	
	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。		
	3.その他		
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定がありますか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※()内は例示であり、これ以外の事由でも仕事と生活の両立の観点から明示した規定があれば1. を選択してください。 ※出産に伴う欠席と同じ条文で明記している場合には、本問の回答にも、「規定がある」と回答してください。	1.明記した規定がある。	2	
	2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他		
問4. 問3で1を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名			
該当部分の条文(本文)を記入又は以下に添付してください。			

都道府県名 26 京都府

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成28年4月1日現在 平成28年5月1日現在 その他：平成28年3月31日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/>	任期:平成 26 年 4 月 16 日 ~ 平成 30 年 4 月 15 日
副知事	3 人 (女性 0 人、男性 3 人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成28年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、28年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。
新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1 都道府県防災会議(会長を含む)	65	10	15.4		
都道府県防災会議(委員のみ)	65	10	15.4		
内訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	13	4	30.8	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	8	1	12.5	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	1	4.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	4	80.0	
2 国土利用計画地方審議会	18	8	44.4		
3 土地利用審査会	7	3	42.9		
4 都道府県交通安全対策会議	23	4	17.4		
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	46	21	45.7		
7 精神医療審査会	15	4	26.7		
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会					
9 都道府県医療審議会	26	9	34.6		
× 10 准看護師試験委員					
11 麻薬中毒審査会	5	1	20.0		
12 地方社会福祉審議会	28	10	35.7		
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	24	10	41.7		
14 国民健康保険審査会	9	4	44.4		
× 15 都道府県農業共済保険審査会					
16 都道府県森林審議会	15	5	33.3		
17 都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7		
18 建築審査会	7	3	42.9		
19 都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
20 都道府県都市計画審議会	31	4	12.9		
21 開発審査会	7	4	57.1		
22 私立学校審議会	13	6	46.2		
× 23 石油コンビナート等防災本部					
× 24 公害健康被害認定審査会					
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
× 26 都道府県児童福祉審議会					
27 地方港湾審議会	30	7	23.3		
× 28 土地区画整理審議会					
29 教科用図書選定審議会	20	3	15.0		
30 介護保険審査会	18	8	44.4		
31 道府県固定資産評価審議会	12	3	25.0		
32 感染症の診査に関する協議会	21	4	19.0		
33 警察署協議会	269	114	42.4		
34 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1		
35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9		
36 国民保護協議会	58	4	6.9		
37 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
× 38 市街地再開発審査会					
× 39 都道府県職員委員会					
× 40 自然再生協議会					
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
42 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6		
43 留置施設視察委員会	6	1	16.7		
44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	28	1	3.6		
45 指定難病審査会	14	4	28.6		
46 小児慢性特定疾病審査会	6	3	50.0		
合計	876	284	32.4		
女性委員0の審議会数	0				

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	10	1	10.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	64	9	14.1	
	女性委員0の委員会数	2			